# 物件調書一覧

| 物件番号 | 戸田都市計画事業<br>新曽第一土地区画整理事業施行地区内 | 面積（㎡） |
|---|---|---|
| 1 | 91街区8画地 | 199.48 |
| 2 | 98街区2画地 | 156.53 |
| 3 | 95街区5画地 | 118.24 |

≪注意事項≫

1　物件調書資料は、買受希望者が現地を確認される上での参考資料です。
詳細については、まちづくり区画整理室までお問い合わせください。
なお、申し込みの前に必ず現地及び物件調書資料をご確認ください。

2　物件の引渡しは、現況のままとなります。
管理用木柵等が設置してありますが、そのままの引渡しとなります。

3　物件調書の供給等施設欄の「下水◎」については「汚水桝」が敷地内に設置されていますので、引き込み工事費としては不要です。
上水道は敷地内までの取付け、引込み工事費は、別途自己負担になります。
また、 障害物等の撤去についても、６頁、１１（３）のとおり別途自己負担となります。

4　保留地の地目は、登記がないため、現況で記載しています。

5　都市計画法、建築基準法その他法令及び県、市の条例・規則等に係る制限・規制については、事前に入札参加者が確認し、各機関からの指導等については、必ずこれを遵守してください。

# 物　件　調　書

| 物件番号　1 | | | ※新曽第一地区地区計画有り |
|---|---|---|---|
| 画　地　番　号 | 91街区8画地 | | （保留地） |
| 面　　積 | 199.48㎡ | 用　途　地　域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 地　　目 | （宅地） | 建　ぺ　い　率 | 60% |
| 接面道路幅員 | 6m | 容　積　率 | 200% |
| 防　火　規　制 | 準防火地域 | 高　度　地　区 | 第1種高度地区 |
| 間　　口 | 9.4m | 供給等施設 | 上水・下水◎ |
| 奥　　行 | 21.0m | 交　通　機　関 | 北戸田駅12分 |

案　内　図

明　細　図

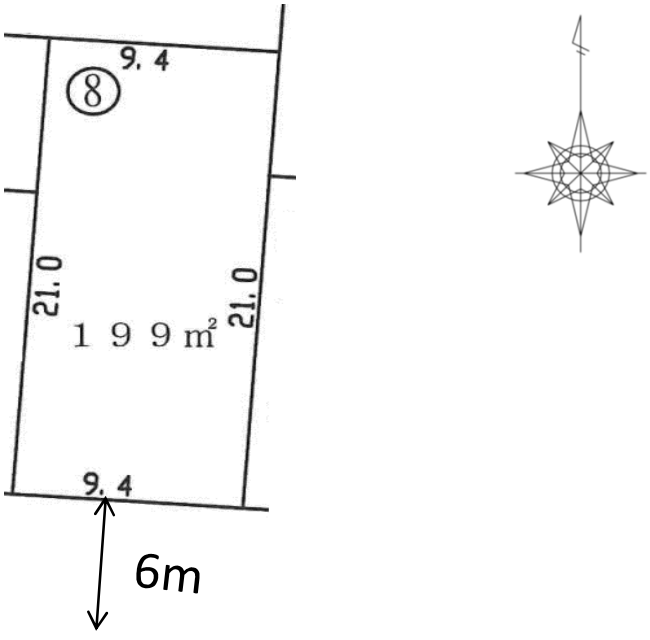

# 物　件　調　書

| 物件番号　2 | | | ※新曽第一地区地区計画有り |
|---|---|---|---|
| 画　地　番　号 | 98街区2画地 | | （保留地） |
| 面　積 | 156.53㎡ | 用　途　地　域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 地　目 | （宅地） | 建　ぺ　い　率 | 60% |
| 接面道路幅員 | 北側9m、東側6m | 容　積　率 | 200% |
| 防　火　規　制 | 準防火地域 | 高　度　地　区 | 第1種高度地区 |
| 間　口 | 北側13.8m、東側7.8m | 供給等施設 | 上水・下水◎ |
| 奥　行 | 9.9m | 交　通　機　関 | 戸田駅11分 |

案　内　図

明　細　図

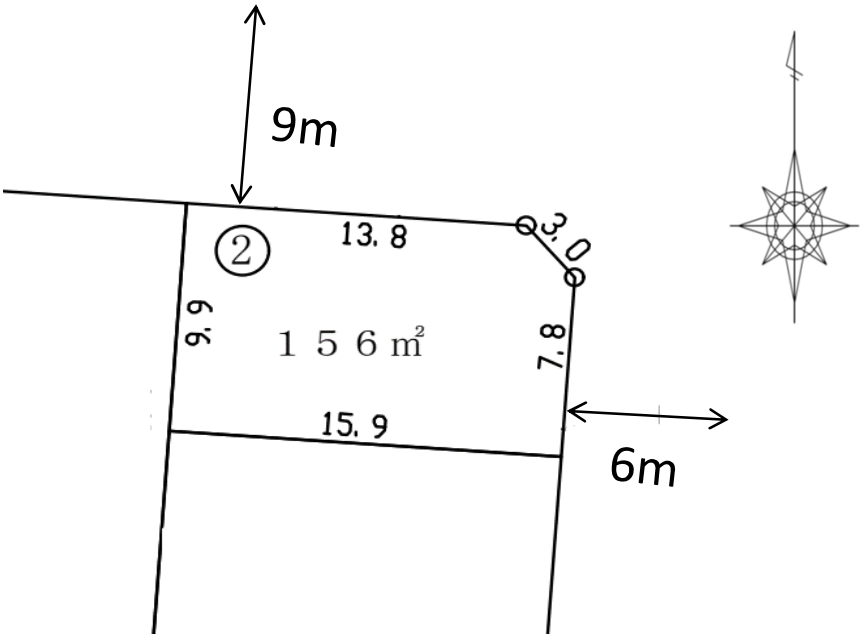

# 物　件　調　書

| 物件番号　3 | | | ※新曽第一地区地区計画有り |
|---|---|---|---|
| 画　地　番　号 | 95街区5画地 | | （保留地） |
| 面　積 | 118.24㎡ | 用　途　地　域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 地　目 | （宅地） | 建　ぺ　い　率 | 60% |
| 接面道路幅員 | 12m | 容　積　率 | 200% |
| 防　火　規　制 | 準防火地域 | 高　度　地　区 | 第1種高度地区 |
| 間　口 | 7.6m | 供給等施設 | 上水・下水◎ |
| 奥　行 | 15.4m | 交　通　機　関 | 北戸田駅12分 |

案　内　図

明　細　図

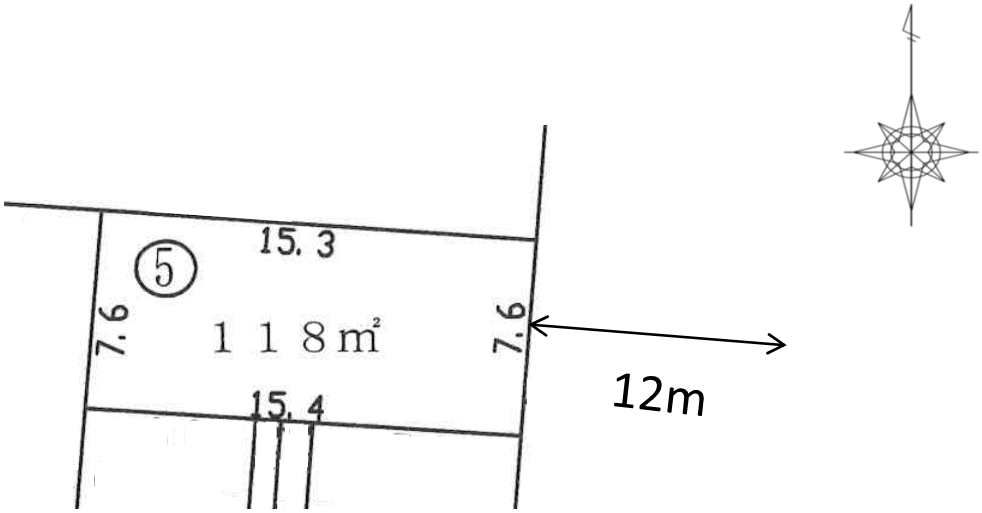

# 戸田都市計画事業　新曽第一土地区画整理事業

縮尺1：5,000

## 物件案内図

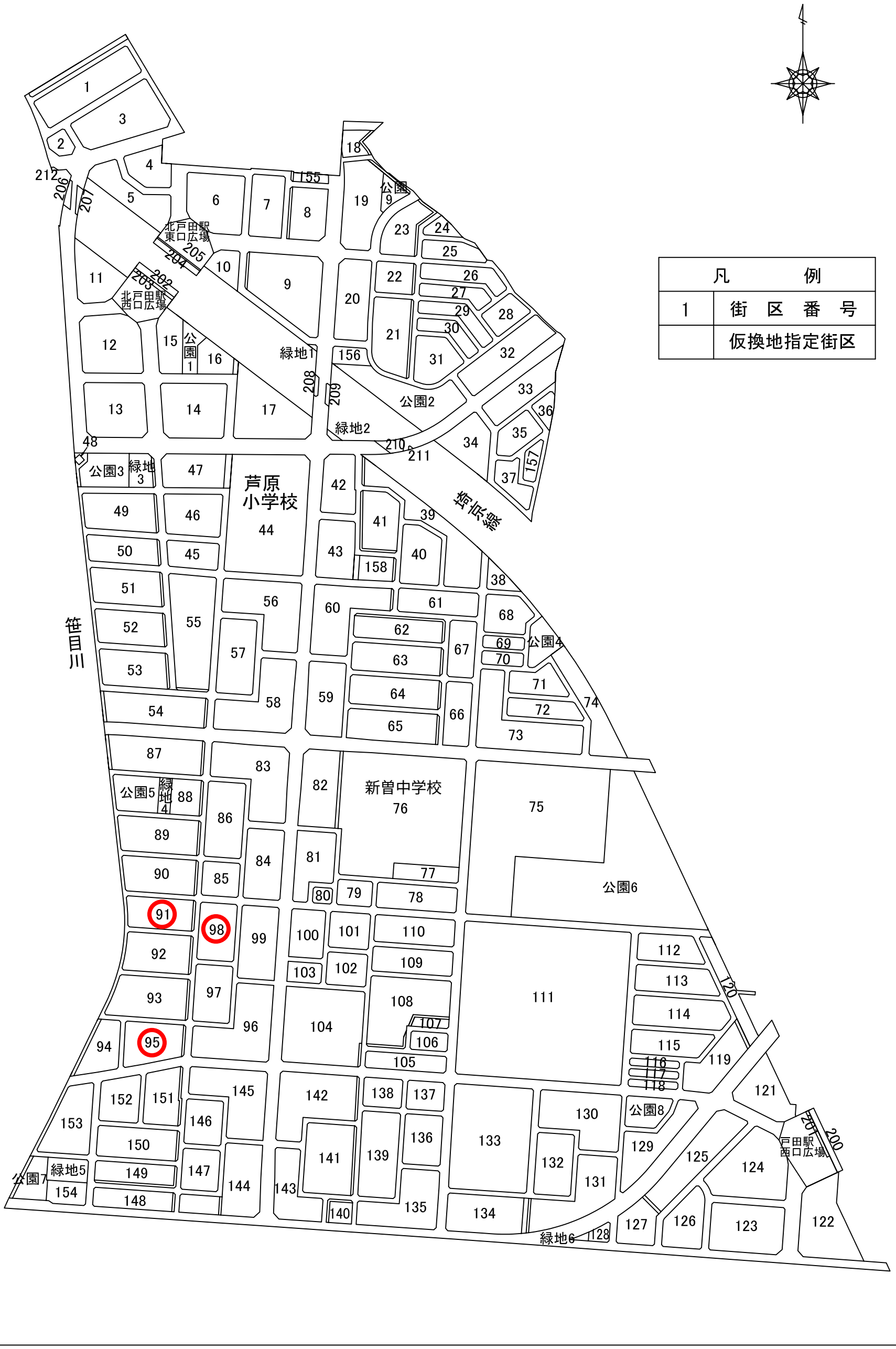

# 戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業

| 仮換地明細図 | 街区番号　　９１ | 縮尺　１：５００ |
|---|---|---|

| 凡　　例 | |
|---|---|
| ▭ | 仮換地 |
| 10 | 街区番号 |
| ① | 符　　号 |
| 10.0 | 辺　長（m） |
| 6M | 道路幅員 |

戸田市

# 戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業

| 仮換地明細図 | 街区番号　　９８ | 縮尺　１：５００ |
|---|---|---|

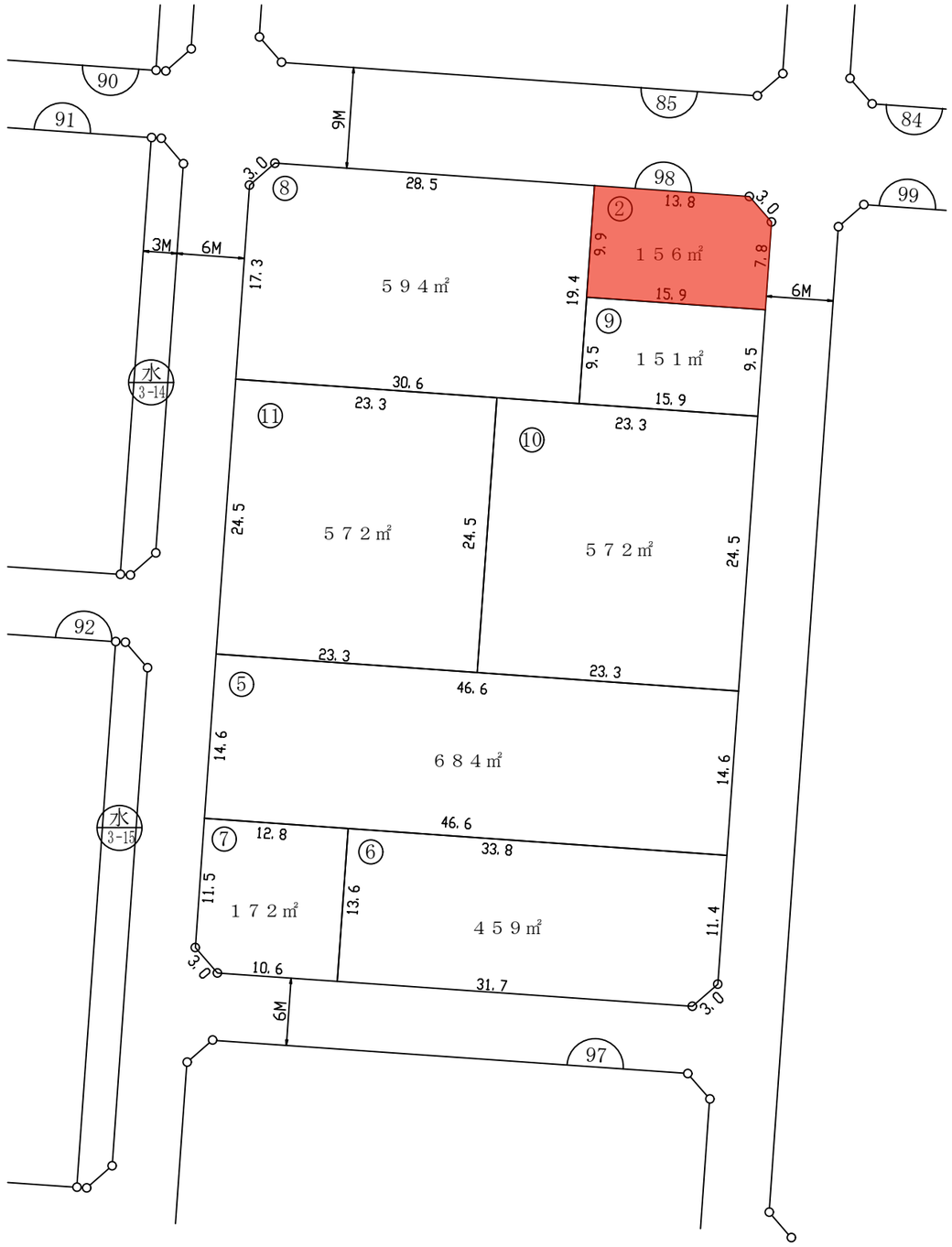


| 凡　　例 | |
|---|---|
| | 仮換地 |
| 10 | 街区番号 |
| ① | 符　　号 |
| 10.0 | 辺　長（m） |
| 6M | 道路幅員 |

戸田市

# 戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業

| 仮換地明細図 | 街区番号　９５ | 縮尺　１：５００ |
|---|---|---|

| 凡　例 | |
|---|---|
| | 仮換地 |
| 10 | 街区番号 |
| ① | 符　号 |
| 10.0 | 辺　長（m） |
| 6M | 道路幅員 |

戸田市

# ≪保留地購入Q&A≫

**Q１：保留地（ほりゅうち）とは、何ですか？**

Ａ１：「保留地」は、地区内の地権者の方々から「減歩」により土地を提供していただいて新たに生み出された土地で、その売却収入は土地区画整理事業の財源の一部となります。

**Q２：市外の人・法人でも入札に参加できますか？**

Ａ２：まちづくり区画整理室にご相談ください。市外の方でも法人の方でも、売却案内の入札参加資格を満たしていれば参加できます。

**Q３：親子で別々に入札参加することはできますか？**

Ａ３：１つの物件に１名が重複して入札することはできませんが、親子関係にあっても、それぞれ別の個人ということになりますので、参加可能です。

**Q４：保留地入札参加を申し込みたいのですが、どうしたらいいですか？**

Ａ４：戸田市役所まちづくり区画整理室に必要書類等を提出して下さい。

**Q５：保留地の申し込みは電話やメールなどでもいいのですか？**

Ａ５：提出書類の真正性確保の観点から、電話やメール、ファクシミリ等での受付は行っておりません。なお、郵送でお申し込みを希望する方は、必要書類を同封の上「配達証明郵便」にて１０月１７日（金）必着で郵送してください。

**Q６：申し込みの受付時間は？**

Ａ６：令和７年１０月３日から令和７年１０月１７日までの
土日、祝日を除く、午前８時３０分～１２時、午後１時～５時１５分です。

**Q７：複数物件の入札に参加することはできますか？**

Ａ７：参加していただけます。ただし、購入資金を超過しないようご注意ください。

**Q８：複数人で申し込むことは可能ですか？**

Ａ８：可能です。ただし、共同購入をご希望の場合は、申込時に「共有者一覧表」を提出していただく必要があります。また、保留地権利登録台帳にも共有名義として記載されます。

**Q９：入札保証金はいくらですか？**

Ａ９：入札保証金は不要ですが、ローンを予定されている場合は、審査等に時間がかかることがありますので、お早めに金融機関にご相談ください。買受される資金の見通しが立っていない状態での保留地入札参加申込みは受付できません。

**Q10：保留地の最低売却価格は、どのように決めているのですか？**

A10：保留地の処分価格を決定する際には、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、不動産鑑定士などを含む土地区画整理評価員（３名）の意見を聴いて、事業施行者の代表者である戸田市長が定めています。

**Q11：保留地の権利関係は、どのように証明しているのですか？**

A11：換地処分が終了するまで、保留地には法務局で管理している「不動産登記簿」がありません。このため戸田市では、法務局の不動産登記簿に代わるものとして、「保留地権利登録台帳」で保留地を管理しています。登記手続きが終了するまで、保留地に対する権利は、保留地権利登録台帳に記載されることによって第三者に対抗できるものとされています。保留地売買契約を締結し、代金の完納を確認した後、保留地引渡書の交付と同時に契約者の権利は保留地権利登録台帳に記載されます。
申請により「保留地権利登録台帳記載事項証明書」を発行し、保留地に対する権利関係を事業施行者の代表者である戸田市長が証明しています。

**Q12：土地の権利移動制限はどのようになっていますか？**

A12：契約締結の日から換地処分後の所有権移転登記が完了するまでの間は、原則として当該保留地に係る権利を他人に譲渡できません。土地の権利移動が必要な場合は、戸田市に申請承認が必要です。戸田市まちづくり区画整理室にご相談ください。

**Q13：入札から契約までの期間は？**

A13：落札者には「保留地売却決定通知書」と納入通知書（契約保証金分）をお渡しいたします。当該通知を受けた日の翌日から起算して１４日以内に契約を締結し、契約時までに落札金額の１割を契約保証金として納入していただきます。
また、融資を予定されている方のために、融資の審査期間を考慮して「保留地売却決定通知書」の交付を保留することも可能です。ご相談ください。

**Q14：契約をしてから残金はいつまでに支払うのですか？**

A14：契約締結の日の翌日から起算して６０日以内に、全額を振り込んでいただきます。

**Q15：６０日以内に全額納入できなかったらどうなるのですか？**

A15：契約解除、または延滞金をお支払いいただくことになります。なお、契約解除の場合は契約時に納入していただいた契約保証金はお返しいたしません。

**Q16：落札後のキャンセルはできますか？**

A16：可能です。しかし、資金不足等でキャンセルに至った場合は、不誠実な行為を行ったこととなりますので、次回以降の入札参加申込自体をお断りすることがあります。また、既に契約保証金の納入が済んでいる場合は、お返しいたしません。なお、落札者が辞退した場合は、次点の方が落札者となります。

**Q17：保留地を購入する場合、「一般の不動産取引に比べて費用の負担は少ない。」ということを聞きましたが、具体的に教えてください。**

A17：一般の不動産取引では、土地の購入に当たって、不動産仲介手数料や登記の際の測量費用、司法書士の手数料などの費用が発生しますが、これらの費用が不要となるため、費用負担が少なくなります。なお、公租公課等は、一般の不動産取引と同様に購入者の負担となります。

**Q18：一般競争入札により売り出している保留地は、すぐ利用できるのですか？**

A18：落札金額を納入し、保留地引渡書を交付したときから、すぐ利用できます。

**Q19：建物の建築にあたり注意することはありますか？**

A19：通常の法令の他、新曽第一地区の地区計画に沿った建物にする必要があります。建築確認申請を行う前に、必要書類を添付した土地区画整理法第７６条に基づく許可申請や地区計画の届出をまちづくり区画整理室に提出してください。

**Q20：土地の引き渡しを受けたら登記はできるのですか？**

A20：換地処分前の保留地の土地登記はできません。それにかわり、施行者である戸田市の保留地権利登録台帳に記載されます。換地処分時に嘱託登記いたします。**（登録免許税は購入者負担となります。）**

**Q21：金融機関から融資を受けて保留地を購入することはできるのでしょうか？**

A21：金融機関からの融資を受けることができます。
一般競争入札の方法により売却する保留地は、「保留地譲渡担保制度」により融資を受けることができます。詳しくは「保留地購入資金の融資制度」をご参照ください。

**Q22：水道、都市ガス等は完備されているのですか？**

A22：３物件全ての保留地の前面道路に上水道は配管されていますが、引き込み工事費等は別途購入者負担となります。下水道については、公共汚水桝が敷地内に設置されております。都市ガスについては、直接東京ガスにお問い合わせください。

**Q23：現状は全て更地での引渡しですか？**

A23：木柵やＬ型側溝など現況での引渡しとなります。Ｌ型側溝につきましては、落札者の建築計画によって、車の出入りの都合などで切下げをご希望の場合でも、ご自身で費用等を負担していただくこととなります。逆に現況が切下げのところを切下げでないものに変更したい場合も同様です。

**Q24：すぐに建物を建てないといけないのですか？**

A24：すぐに建てなくても結構です。ただし、草刈等の土地の管理は購入者の責任となります。また、県税で不動産取得税の住宅用地取得の軽減措置を受けるためには、期限がありますので、ご注意ください。詳しくは川口県税事務所にお問い合わせください。

**Q25：ボーリング調査はしてもいいですか？**
A25：保留地引き渡し後であれば結構です。

**Q26：地積の清算ってなんですか？【売買契約書（標準例）への質問】**
A26：土地区画整理事業の完了時に土地の測量(画地確定出来形確認測量)を行いますが、このときに仮換地の面積と異なる場合があります。保留地については、面積の増減分に応じ、契約書における売買代金の単価から算出した売買代金をもって清算することになります。

**Q27：地震の際に地盤の液状化や地盤沈下しますか？**
A27：東日本大震災では、戸田市内においては大規模な液状化現象は確認されませんでした。市内の主な土質については深さ３０m付近まで砂・砂質層や粘性土層、シルト主体の土質となっておりますので、必要に応じ地盤調査や地盤改良をしてください。

**Q28：土地を取得したらどのような税金がかかってきますか？**
A28：契約の時に収入印紙、引き渡し後に不動産取得税と固定資産税が課税されます。

**Q29：住所はどうなりますか？**
A29：新曽第一土地区画整理事業については、令和１５年度に換地処分を予定しており、その際に町界町名地番の変更があります。それまでは便宜的に該当地の底地番を使っていただきます。

## 保留地購入資金の融資制度（保留地譲渡担保制度）

保留地を担保に、金融機関から購入資金の融資を受けることができます。保留地には、換地処分（土地区画整理事業の工事完了）の公告後に所有権移転登記が完了するまでは、法務局で管理する不動産登記簿がありません。戸田市では、法務局の管理する不動産登記簿に代わるものとして、「保留地権利登録台帳」により売却した保留地の管理をしています。これまでは、保留地に抵当権を付けられなかったことから、保留地を担保として金融機関から購入資金の融資を受けることが困難でした。そこで**「譲渡担保」**という制度を利用して、換地処分後に行われる所有権移転登記の後に抵当権を設定することなどを条件に、保留地購入資金の融資が可能となった金融機関も徐々に増えています。

保留地について融資を予定されている方は、その特性により金融機関の取扱いが、一般の土地売買のケースと異なることがありますので、ご注意ください。

次に掲げる金融機関では、保留地での住宅ローンについて、戸田市と譲渡担保協定等を締結しております。

ご自身の融資条件等に関しましては、各金融機関にご相談ください。

| 金 融 機 関 名 | お問い合わせ窓口 | 電　話　番　号 |
|---|---|---|
| ㈱武蔵野銀行 | 戸田支店 | ０４８（４４２）２１２０ |
| 群馬銀行㈱ | 戸田支店 | ０４８（４４６）１６１１ |
| ㈱埼玉りそな銀行 | 川口住宅ローンご相談プラザ | ０４８（２５９）１４１１ |
| 城北信用金庫 | 戸田支店 | ０４８（４４５）１１５１ |
| 中央労働金庫 | さいたま支店 | ０４８（８６４）０１００ |
| 住宅金融支援機構 | 各取扱金融機関窓口にお問い合わせください。 | |
| さいたま農業協同組合 | 戸田支店 | ０４８（４２１）３００２ |
| 青木信用金庫 | 戸田支店 | ０４８（２５２）４６６５ |
| 東京信用金庫 | 戸田支店 | ０４８（４４１）１１６１ |
| (株)みずほ銀行 | 川口支店 | ０４８（２５５）２７１１ |
| 埼玉縣信用金庫 | 戸田支店 | ０４８（４３３）２８１１ |
| (株)きらぼし銀行 | 戸田支店 | ０４８（４４４）４５５１ |
| 飯能信用金庫 | さいたま中央支店 | ０４８（７６４）８０００ |

第　○○○　号

# 保 留 地 売 買 契 約 書（標準例）

戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行者戸田市（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）とは、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第９６条第２項の規定により生じた保留地の売渡しに関し、次のとおり契約を締結する。

（売買物件及び代金）

第１条　甲は、末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）を、金○○，○○○，○○○円（１平方メートル当たり○○○，○○○円）で乙に売り渡すものとする。

（契約保証金）

第２条　乙は、本契約締結までに契約保証金として金○，○○○，○○○円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には、利子は付さない。

３　第１項の契約保証金は、契約代金完納後還付する。ただし、契約保証金を契約代金に充当することができる。

（契約代金の納付）

第３条　乙は、第１条の契約代金を甲が発行する納入通知書により、　　○○年○○月○○日までに甲が指定する金融機関に納付するものとする。

（延滞金）

第４条　甲は、乙が契約代金を指定期日までに納付しないときは、当該契約代金にその指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年１０．５パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収することができる。

２　前項の場合において、納付すべき金額の一部を納付したときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付のあった金額を控除した額とする。

（土地の引渡し）

第５条　甲は、前条の規定により契約代金を受領したときは、遅滞なく本件土地の引渡書を交付して乙に引き渡すものとする。

（地積の清算）

第６条　本件土地について、画地確定出来形確認測量により地積に増減があったときは、その増減した地積に応じ、第１条の単価により算出した金額をもって売買代金を清算するものとする。

（所有権移転の登記）

第７条　本件土地の所有権移転の登記は、土地区画整理法第１０７条第２項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が行うものとし、登記に要する諸費用は、乙の負担とする。

（契約の解除）

第８条　乙が、戸田市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則、契約条項に違反したとき、又は契約を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

２　前項の契約を解除した場合において、契約代金を納付しなかった乙が納付した契約保証金は、甲に帰属し、契約代金を完納した乙にあっては、当該契約代金の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲が徴収するものとする。

３　契約を解除された乙は、甲が指示する期間内に乙の費用で本件土地を原状に回復して甲に引き渡さなければならない。

４　甲は、前項の引渡しを受けたときは、既納の契約代金を還付するものとする。

５　前項に規定する還付金には、利子を付さない。

６　本契約を解除することにより、乙が損失を受けても、甲は、その責めを負わないものとする。

（権利移転の禁止）

第９条　乙は、第７条の規定による登記が完了するまでの間は、本件土地を譲渡することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第１０条　乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

２　乙は、売買土地を風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年７月１０日法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途に使用してはならない。

３　乙は、本件土地の権利を第三者に移転する場合には、第１項及び前項の使用の禁止を承継させるものとし、当該第三者に対して第１項及び前項の規定に反する使用をさせてはならない。

４　乙は、前項の第三者が本件土地の権利を移転する場合にも、同様に第１項及び第２項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

５　乙は、この本件土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項及び第２項の規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第１項及び第２項の使用の禁止を免れるものではない。

６　乙は、前項の第三者が新たな第三者にこの物件を使用させる場合も同様に、第１項、第２項及び前項の内容を遵守させなければならない。

（住所等変更の届出）

第１１条　乙（乙が死亡したときは、その相続人）が、この契約締結後、所有権移転の登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく住所等変更届を甲に提出しなければならない。

（１）　氏名（法人にあっては、名称）又は住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を変更したとき。

（２）　死亡（法人にあっては、解散又は合併）したとき。

（公租公課）

第１２条　第５条において、本件土地の引渡し後、この土地に賦課された公租公課は、すべて乙の負担とする。

（契約費用の負担）

第１３条　本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（定めのない事項）

第１４条　前各条に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその１通を所持する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲　戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業
施 行 者　戸 田 市
代 表 者　戸田市長　〇〇〇〇〇〇〇　印

乙　住　所　〇〇〇〇〇〇〇〇
氏　名　〇〇〇〇〇〇〇〇　印

土地の表示

| | |
|---|---|
| 街区番号 | 〇〇街区 〇〇画地 |
| 地　積 | 〇〇〇．〇〇平方メートル |

# 保留地売却様式集

ご記入の際は、黒のペンまたはボールペンを使用してください。ただし、「消せるボールペン」は禁止となります。

第１号様式（第４条関係）

（ 土地売却 ）入札参加申込書

年　　月　　日

（宛先）
戸田都市計画事業新曽第　土地区画整理事業
施行者　戸田市
代表者　戸田市長

住所又は
所在地

氏名又は
法人名及び　　印
代表者名

電話番号

※　押印は、印鑑登録証明書と同じ印を使用してください。

戸田都市計画事業新曽第　土地区画整理事業に係る保留地の入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 物　件　番　号 | | 街区番号 | | 画地番号 | |
| 添　付　書　類 | | | | | |
| 購　入　資　金 | １　自己資金<br>２　借入れ（金融機関　　） | | | | |
| 備　　考 | 借入れを予定している場合は、あらかじめ金融機関に融資の相談をしてください。 | | | | |

年　　月　　日

戸田市長　様

住所又は所在地

氏名又は
法人名及び
代表者名　　㊞

※　押印は、印鑑登録済の印を使用してください。

# 誓　　約　　書

私は、土地売却入札参加申込にあたり、戸田市契約規則その他関係法令を遵守し、次に掲げる事項について誓約します。

１　土地売却入札参加申込書及びその他関係書類について、虚偽の記載をしていません。

２　土地売却案内に記載する入札参加者の資格を満たしています。

３　土地売却案内に記載する事項を承諾のうえ、遵守いたします。

４　以上の事項について、事実と相違する場合は、申込みを無効とされても何ら異議を申し立てません。

※共有で参加申込をする場合は、共有者全員について、それぞれの誓約書が必要です。

# 共有者一覧表

土地売却入札参加申込書に記載の申込者のほか、次の者が共有者となります。

| 物件番号 | | 街区番号 | | 画地番号 | |
|---|---|---|---|---|---|

共有者１

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| （フリガナ）<br>氏　　名 | ㊞ |
| 電話番号 | |
| 持　分 | ／ |

共有者２

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| （フリガナ）<br>氏　　名 | ㊞ |
| 電話番号 | |
| 持　分 | ／ |

共有者３

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| （フリガナ）<br>氏　　名 | ㊞ |
| 電話番号 | |
| 持　分 | ／ |

※　押印は、印鑑登録済の印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

# 委　　任　　状

年　　月　　日

住所

委任者

氏名又は
法人名及び代表者名　　実印

※委任者の印は、必ず実印を使用してください。

私は、下記の者を代理人と定め、令和７年１１月６日執行の土地売却入札に係る一切の権限を委任します。

| 代理人使用印 |
| --- |
| |

住所

上記代理人

氏名

| | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札する物件番号 | | 街区番号 | | 画地番号 | |

注意事項

1 委任者の印鑑証明書を添付してください。

2 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください（認印可）。なお、入札時には当該印鑑以外の使用はできません。

第３号様式（第７条関係）

# 入　札　書

戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理事業施行規程（平成７年条例第３号）又は戸田都市計画事業新曽第二土地区画整理事業施行規程（平成１５年条例第２６号）及び本規則を遵守のうえ、次のとおり入札します。

物件番号　　街区番号　　画地番号

| | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | | |

※金額を訂正する場合は必ず新しい用紙を使用してください。

年　　月　　日

住所又は所在地

入札者

氏名又は
法人名及び代表者　　印

上記代理人　氏名　　㊞

（宛先）
戸田都市計画事業新曽第　土地区画整理事業
施行者　戸田市
代表者　戸田市長

（注）１　金額は１枠ずつ算用数字で記入し、頭部に￥を付記すること。
２　代理人による入札の場合は、入札者本人の住所または所在地並びに氏名または法人名及び代表者氏名（印は不要）を記入するとともに、代理人氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。